

72 義務教育に係る教職員定数の改善と確実な財源保障について

【文部科学省】

【提案・要望】

義務教育に係る少人数による指導体制の計画的な整備の着実な実施とさらなる定数改善を図るとともに、確実に必要な財源を確保すること

- 1 学校が直面する様々な教育課題を解決し、きめ細かな指導による質の高い教育に長期的・安定的に取り組むとともに、実効性のある働き方改革を推進するためにも、少人数による指導体制の計画的な整備の着実な実施とさらなる定数改善を図ること

また、地域の実情をふまえた個別の教育課題に柔軟に対応できるよう国の加配定数を確保すること

- 2 教育水準に地域間格差が生じないように、義務教育費国庫負担金と地方交付税による調整機能により財源を確保すること

【本県の現状・課題等】

- 1 国においては、少人数による指導体制の計画的な整備のため、令和3年度から義務標準法を改正し、小学校の学級編制の標準を35人に計画的に引き下げ、小学校2年生から必要な教職員定数を措置している。

本県においては、子どもたち一人ひとりに行き届いた教育を推進するため、国の標準を下回る学級編制を行っており、義務標準法改正の後も引き続き、少人数学級編制の加配定数が必要である。

また、特別な支援を要する子どもが増え、特別支援学級数及び通級指導教室数が今後もさらに増加する見込みである。

さらに、いじめや不登校など個別の教育課題に柔軟に対応するためには、指導工夫改善など指導体制の充実を図る各種加配の継続した確保が必要である。

- 2 国による義務教育費国庫負担金とともに地方交付税の財源調整機能も含めた財源措置により、離島や過疎地域のへき地学校が、県全体の約3割を占める本県においても、国が保障する一定の教育水準の確保が保たれている。

(本県の取組)

本県では、小学校6年生及び中学校1年生の35人学級編制、小学校1年生の30人学級編制を、国の加配定数を活用して実施している。

また、通級指導等の個別の教育課題に対応するために、国の加配定数を活用し教職員を配置している。

○義務標準法改正に伴う基礎定数化

・平成29年度～令和8年度の10年間で、加配定数（H28年度約6万4千人）の約3割を基礎定数化



○新しい時代の学びの環境の整備

(1) 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 744人

改善事項	改善総数	R3年度改善数
35人学級の実現 (小学校全学年)	12,449人	519人
少人数学級実現に伴う教職員配置の充実	1,125人	225人
・副校長・教頭の配置充実	480人	96人
・生徒指導・進路指導担当教員の配置充実	165人	33人
・事務職員の配置充実	480人	96人
計	13,574人	744人

【年次計画】

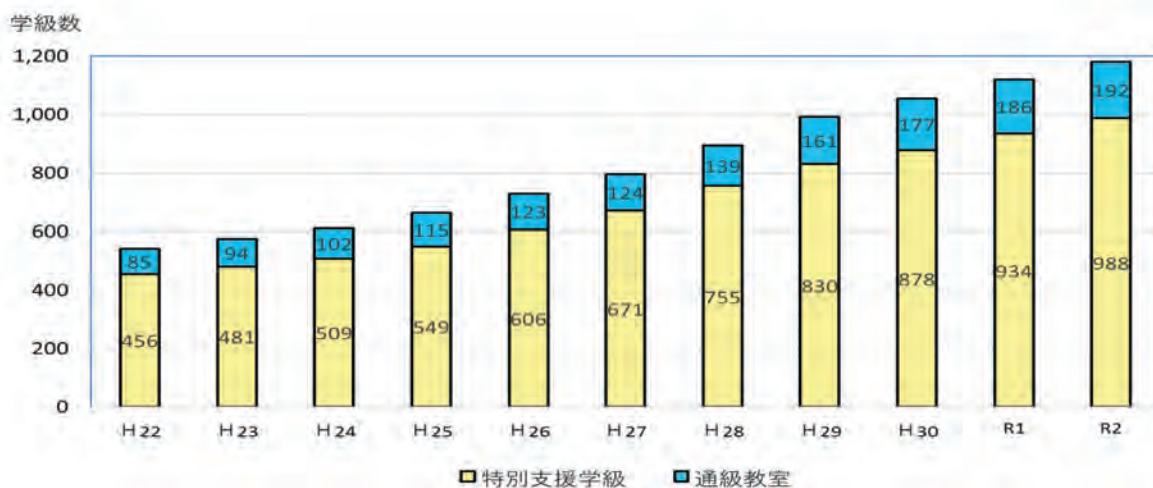
	R3	R4	R5	R6	R7	計
改善数	744	3,290	3,283	3,171	3,086	13,574

(2) 学校における働き方改革等 2,397人

○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上	2,000人
○教育課題への対応のための基礎定数化関連	397人
・発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実	506人
・外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実	90人
・初任者研修体制の充実	11人
※基礎定数化に伴う定数減等	-210人

(1) + (2) 3,141人

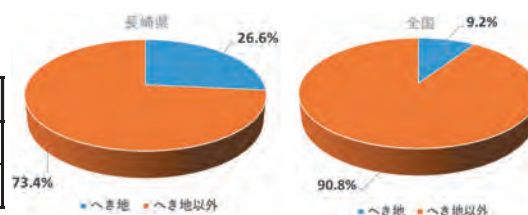
○本県の特別支援学級数及び通級指導教室数の推移



○へき地学校数の割合 (令和2年度)

【小中学校数】

	全体	へき地	へき地以外	へき地割合
長崎県	493	131	362	26.6%
全国	28,629	2,625	26,004	9.2%



【提案・要望実現の効果】

(項目1)

少人数による指導体制の計画的な整備の着実な実施とさらなる定数改善により、教職員を計画的に採用・配置し、様々な教育課題に柔軟に対応するとともに、学校の働き方改革を進めることができる。

(項目2)

憲法上の要請に基づく「教育の機会均等・教育水準の維持向上」が確保される。

73 教職員の人事権に係る現行制度の堅持について

【文部科学省】

【提案・要望】

離島やへき地の多い本県では、全県的な教職員の採用及び広域的な人事異動により、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図っているため、現行制度を堅持すること

【本県の現状・課題等】

グローバル化の進展や人工知能の進化による社会や産業の大きな構造変化が予想される中、子どもたちが変化の激しいグローバル化社会を生き抜くための確かな学力を身につけ、様々な分野で地域を支える人材を育成するために、全県的な学力向上の取組をより一層推進していく必要性が増している。

離島地域や過疎地域が多い本県では、現行制度下において県教育委員会が昭和52年から全県的な広域交流人事を実施し、全県的にバランスのとれた人事異動を行い、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ってきた。これにより、学力面や教諭の年齢のばらつき等、本土部と離島部の教育格差を生むことなく、県内全ての学校で安定した教育活動が実施できている。

そのため、現行制度が変更され、市町に人事権が移行された場合、都市志向から教職員の志願者が大規模都市等へ集中し、小規模市町との教育水準の地域格差の発生が懸念される。

＜人事権移譲についての国の動き＞

政令指定都市以外の市町村への人事権移譲については、平成25年12月13日付けの中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」の中で、「県費負担教職員の人事権については、引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する。」とされている。

また、平成27年1月30日の閣議決定「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」においては、「広域での人事調整の仕組みにも配慮したうえで、中核市等に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、結論が得られたものから順次実施する。」とされている。

表 1 本土部と離島部の教諭の平均年齢比較

＜教諭の平均年齢＞

	小学校（歳）	中学校（歳）
本土部	45.2	46.1
離島部	43.1	41.3

R3. 3. 31現在の年齢

表 2 平成31年度全国学力・学習状況調査（H31. 4. 18実施）における、本土部と離島部の正答率

＜平成31年度 全国学力・学習状況調査＞

	小学校	
	国語	算数
本土部	61.2	64.7
離島部	60.5	65.0

	中学校		
	国語	数学	英語
本土部	72.1	58.7	53.1
離島部	71.4	56.5	52.4

【提案・要望実現の効果】

現行のとおり、県教育委員会が人事権を有し、県下全域で広域的な交流人事を推進することで教育水準の維持・向上と教育の機会均等が図られる。

現行制度が堅持されることは、本県が目指す人材育成及び学力向上にとって、大きな後ろ盾となる。

74 公立学校施設の整備に係る財源の確保について

【文部科学省】

【提案・要望】

公立学校の施設整備に係る学校施設環境改善交付金事業について、設置者の整備計画どおりに事業を進めることができるよう、当初予算において十分な財源を確保すること

- 1 公立学校施設の整備に係る必要な財源を当初予算で確保すること
- 2 実情に即した補助単価の引上げを図ること

【本県の現状・課題等】

<学校施設の老朽化>

公立小中学校の施設整備については、耐震対策を最優先に取り組んできた結果、老朽化対策は先送りされ、建築後25年以上経過した建物が全体の87%を占めるなど、学校施設の老朽化への対応が急務となっている。

<防災機能の強化>

学校施設は、災害発生時には避難所としての役割も果たす極めて重要な施設であるため、外壁の落下防止対策など耐震対策を進め、防災機能を一層強化していく必要がある。

<快適で特色ある教育環境の整備>

小学校における学級編制基準の引き下げに伴う教室不足への対応や、特別な支援が必要な児童生徒の増加等による施設のバリアフリー化など、安全・安心であることに加え、快適で特色ある教育環境の整備が求められている。

<国による財源の確保について>

近年、国ではブロック塀の安全対策や小中学校普通教室等への空調設置、さらに、「防災・減災、国土強靱化」関係予算として、耐震化や防災機能の強化等のため特段の予算措置がなされてきた。

これらの結果、令和3年度予算は、前年度補正予算を含め2,050億円が確保され、地方の計画額を上回った一方で、当初予算は前年度を大きく下回っている。

県や市町の財政状況は依然厳しく、防災機能の強化、老朽化対策や教室不足への対応、施設のバリアフリー化など、設置者が必要とする施設整備を計画的に進めるためには、引き続き、国による十分な財政支援と当初予算による予算措置が求められる。

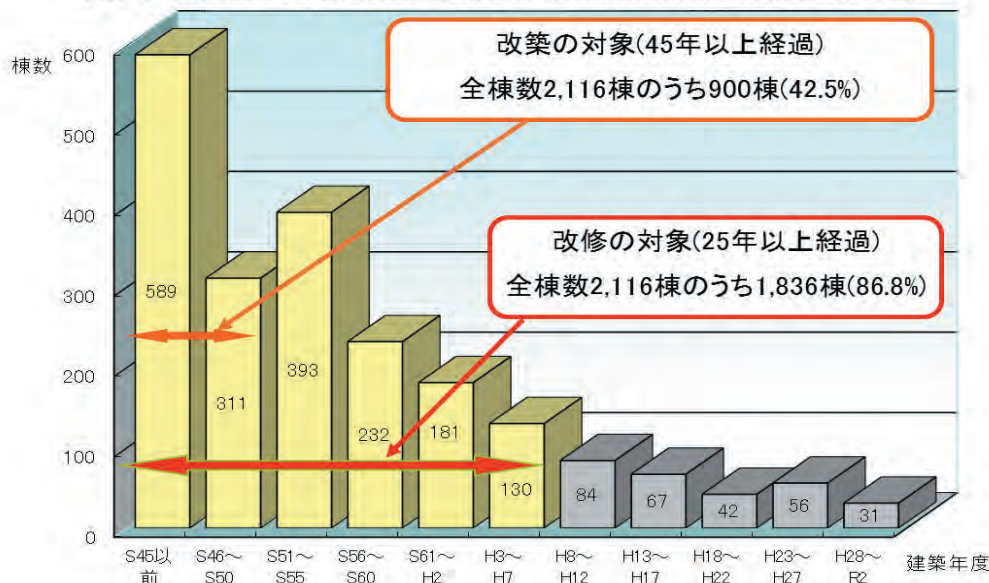
さらに、補助単価についても、年々改善はなされてきているが、依然として実勢単価との間に乖離が生じており、事業を実施する地方公共団体の負担は大きい。

(本県の取組)

構造体の耐震化については、県立学校は既に完了しており、また、小中学校については、機会を捉え市町に働きかけを行ってきた結果、令和2年4月1日時点で耐震化率は99.4%となっている。

また、市町教育委員会を対象とした研修会において、施設整備に関する助成制度の周知や、各市町が抱える課題を共有する場を設けるなど、学校施設整備が円滑に進むよう取り組んでいる。

公立小中学校の経年別保有棟数（R2.5.1現在で200㎡以上の校舎・体育館）



事業規模と予算額

(億円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額 (A)	1,344	2,965	1,771	2,050
当初予算	(682)	(1,608)	(1,165)	(688)
通常分	(682)	(667)	(695)	(688)
国土強靱化関連	—	(941)	(470)	—
前年度補正予算	(662)	(1,357)	(606)	(1,362)
地方自治体の事業計画額 (B)	2,006	2,432	2,323	1,295
予算額との差 (A) - (B)	△ 662	533	△ 552	755

※令和元年度及び令和3年度の「前年度補正予算」には、それぞれ国土強靱化関連予算372億、1,305億円を含む

校舎 (R造) 改築の実例 (R元年度実施事業)

本県における国の建築単価の推移

(円/㎡)

事業区分	建物区分	構造	H30		R1		R2		校舎 (R造)
			建築単価	前年比	建築単価	前年比	建築単価	前年比	
小中学校 幼稚園	校舎	R・W	171,400	+5,500	179,200	+7,800	197,300	+18,100	補助単価 (A)
									実施単価 (B)
									差額 (A)-(B)

【提案・要望実現の効果】

(項目1)

学校施設の整備に必要な財源を当初予算で確保することにより、老朽化対策や耐震化事業、防災機能強化事業のほか、学級編制基準の引き下げに対応するための改修事業など、教育環境の改善を図る各種事業について、設置者の整備計画どおりに取り組むことができるとともに、将来を担う子どもたちへの安全・安心で快適な教育環境の提供や災害時における避難所としての利用が可能となる。

(項目2)

補助単価を引上げることで、事業を実施する地方公共団体の財政負担の軽減が図られる。

75 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備について

【文部科学省】

【提案・要望】

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（平成31年3月18日付事務次官通知）」で示された取り組むべき方策を着実に実施できるよう、管理職員の負担軽減も含め、教職員の長時間勤務の是正に向けた環境整備を支援すること

また、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置に係る補助制度を拡充するとともに、継続的な財政支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

本県教職員の時間外勤務の状況は、令和元年度実績で、教職員（延べ数）の3.9%が80時間を超えている。

その超過勤務の主な要因は、部活動・社会体育、校務分掌・会議会合、授業準備・成績処理、地域・保護者等との渉外業務等であり、授業以外の教職員の業務を削減する必要がある。

また、本県では、スクール・サポート・スタッフの配置支援（国1/3）や中学校における部活動指導員の配置支援（国1/3）に係る補助事業を活用して、市町への補助事業を行っているが、都道府県や市町村の費用負担が必要であることから、本県及び県内市町の厳しい財政状況では、十分な予算措置が難しい。より一層の配置を推進するため、国の補助制度の拡充と継続的な財政支援をお願いしたい。

（超過勤務の原因と思われる主な業務内容）

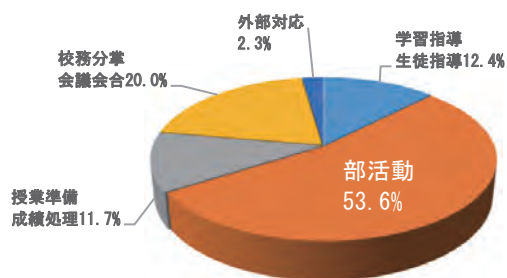
- 部活動・社会体育等
- 校務分掌・会議会合等
- 授業準備・成績処理等
- 地域・保護者等との渉外業務等 など

【本県教職員の時間外勤務状況調査（令和元年度実績）】

○時間外勤務80時間超え 教職員の状況（延べ数）

職名	小学校	中学校	計
校長	23	37	60
副校長・教頭	416	600	1,016
上記以外の教職員	46	3,118	3,164
計	485	3,755	4,240
全職員あたりの割合	0.7%	9.2%	3.9%

超過勤務の原因と思われる主な業務内容
(中学校) ※令和元年度実績



主な
要因
対策

⇒部活動の指導に係る教職員の負担が大きいため、専門スタッフ等の支援が必要

⇒授業準備や成績処理等に係る教職員の負担が大きいため、スクール・サポート・スタッフによる支援が必要

<国の対策事業>

<課題・要望>

○スクール・サポート・スタッフ配置事業補助
教員の負担軽減を図るため、学習プリント等の印刷などを教員に代わって行うサポート・スタッフの配置を支援。
(実施主体) 都道府県・指定都市
(負担割合) 国1/3、都道府県・指定都市2/3

○中学校における部活動指導員配置事業補助
部活動の適正化を進めている教育委員会を対象に部活動指導員の配置を支援。
(実施主体) 学校設置者(主に市町村)
(負担割合) 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置は、国が提言する「チーム学校」の実現に向けての重要な取組であるが、継続的に多大な費用が必要となる。より一層の配置を推進するため、国による補助率の1/2への引き上げや地財措置等による財政支援の拡充と事業の継続をお願いしたい。

【提案・要望実現の効果】

スクール・サポート・スタッフの支援により、教職員の業務が削減され、教職員が子どもたちと向き合う時間が増加する。

また、部活動指導員の配置が推進されることにより、超過勤務の主たる要因である部活動指導業務が緩和されるとともに、専門的指導者が指導することで、部活動指導に不安を抱える教職員の負担軽減が図られる。

76 スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの 国庫補助制度の充実並びに早期の教職員定数化について

【文部科学省】

【提案・要望】

深刻化・複雑化している児童生徒の問題・諸課題に対応するため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに係る国庫補助率の引き上げを図りつつ、早急に教職員定数化を行うこと

なお、教職員定数化する際には、地域の実情等に合わせた弾力的な人員の配置等ができるようにすること

【本県の現状・課題等】

本県では、「チーム学校」の理念に基づき、児童生徒への対応や、教職員や保護者への専門的な助言や援助を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の拡充を進めてきた。

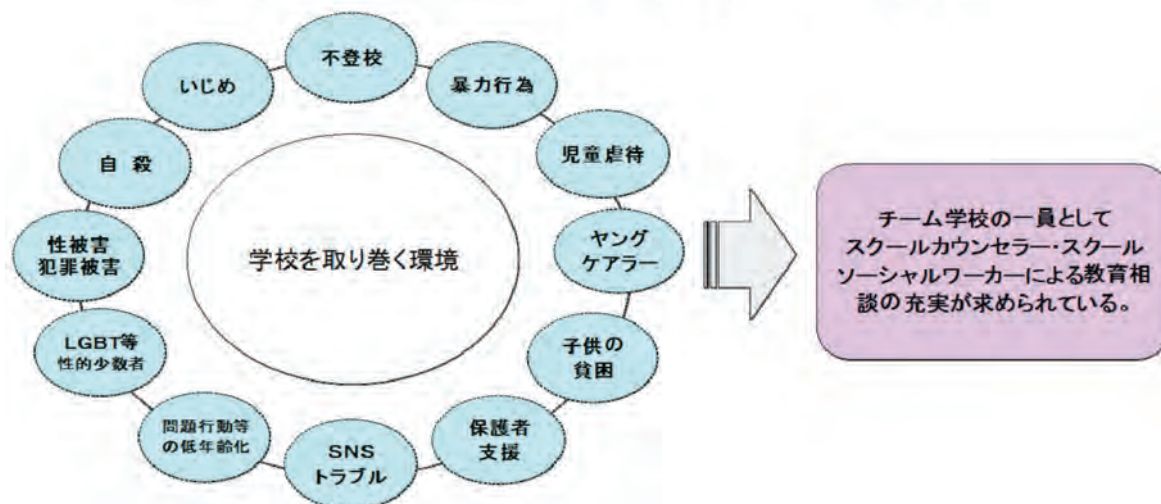
しかしながら、本県の厳しい財政状況の中で、十分な予算確保が極めて厳しく、1校あたりの勤務時間が限られており、また、定期的なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの対応ができない学校も多数あるなど、各学校において十分な機能を果たすことができない現状にある。

さらに、勤務体制や環境等を整えることが難しいことから優秀な人材が他の機関（病院等）や他県へ流出しており、人材確保が困難になっている。

平成30年6月に閣議決定された教育振興基本計画や、令和元年11月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱においても、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現について示されている。

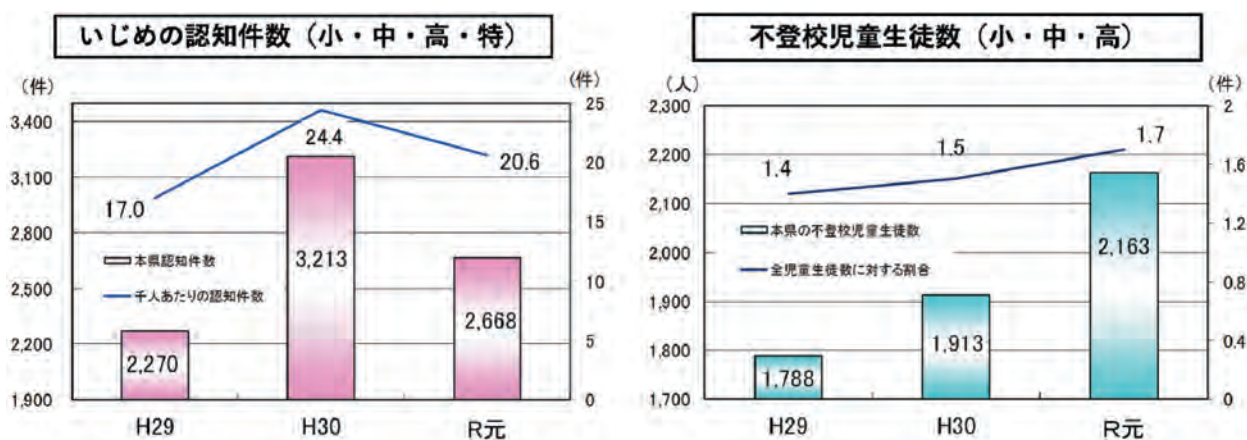
いじめや暴力行為などの児童生徒の問題行動、不登校などの課題、支援を要する児童生徒への適切な対応のため、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの教職員定数化についても、早急な措置が必要である。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの重要性



【現状】

1 深刻化・複雑化する児童生徒の問題・諸課題



2 配置状況

スクールカウンセラー配置校率（R3年度）

	小学校	中学校
学校数（A）	315	168
配置学校数（B）	146	141
配置率（B） / （A）	46.3%	83.9%

1校あたりの平均配置時間数（週）（R2年度） 単位：時間

	小学校・中学校
スクールカウンセラー	2.0
スクールソーシャルワーカー	1.1

※国の基準：3～4時間

【提案・要望実現の効果】

国の補助率を引き上げることで配置拡充が更に進み、児童生徒等の不安や悩みの軽減、いじめ・暴力行為などの問題行動や不登校などの諸課題の解消のために、迅速かつ継続して取り組むことができる。

また、教職員定数化された場合、人員の配置等を弾力的に、本県独自に行うことができるようになれば、県内の様々な地域の実情に応じたスクールカウンセラー等の効果的活用を図ることができる。

77 特別支援教育の充実に必要な財源の措置について

【総務省、文部科学省】

【提案・要望】

インクルーシブ教育システムの構築に向けて特別支援教育の充実に図るため、「特別支援教育支援員」及び「看護師」を定数化し、必要な財源措置を行うこと

【本県の現状・課題等】

近年、本県においては、児童生徒数が減少する中、通級指導教室及び特別支援学級で学ぶ児童生徒数や、通常の学級で学ぶ発達障害等の特別な配慮が必要な児童生徒数が年々増加しており、一人一人の障害の状態等に応じた適切な指導や合理的配慮の提供などの支援を行うために、特別支援教育支援員の配置を促進することが喫緊の課題となっている。

また、特別支援学校においては、障害の重度・重複化により、医療的ケアが必要な児童生徒数が増加傾向にあり、安全・安心な学校生活の確保や保護者の負担軽減のため、看護師配置の拡充が求められている。

国においては、障害のある児童生徒の日常的な介助や学習支援等を行う「特別支援教育支援員」を配置するため地方財政措置が行われているが、県市町の厳しい財政状況から、児童生徒のニーズに応じた十分な配置が進んでいるとは言い難い状況である。

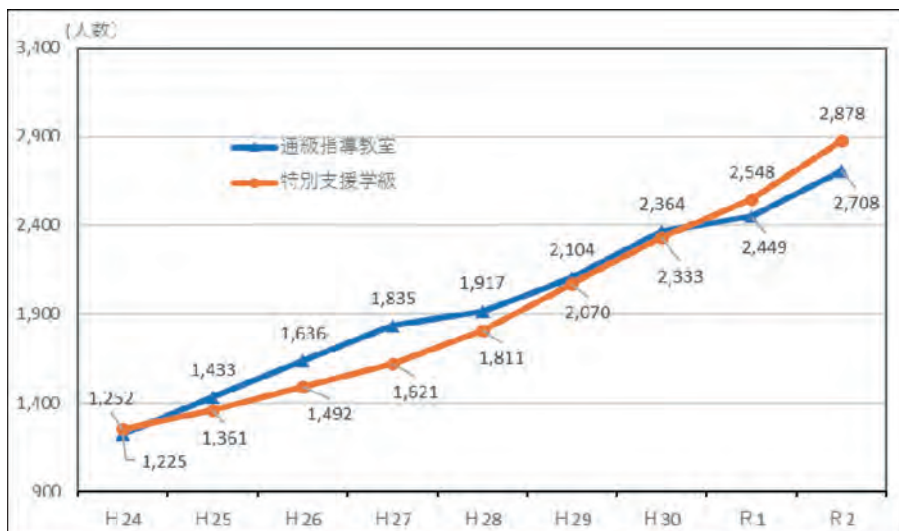
また、「看護師」の配置に係る経費についても、国庫補助や地方財政措置が行われ、年々その額は拡充されているものの、それ以上に医療的ケアが必要な児童生徒が増えているため、看護師の多忙化とともに、保護者の負担も増えている状況であり、安全・安心な学校生活のため、安定した財源の確保が必要である。

(本県の取組)

平成24年度から県立高等学校に特別支援教育支援員を配置し、教職員と連携して特別な教育的支援が必要な生徒の支援を行っている。

また、平成16年度から県立特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な学校生活の確保に努めているところである。

○本県の通級指導教室及び特別支援学級で学ぶ児童生徒数（市町立小・中学校）



○特別支援教育支援員配置状況（市町立幼・小・中学校、県立高等学校）

区分	配置校（園）数					配置人数				
	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	計
H28	21	272	113	5	411	44	406	142	5	597
H29	19	269	115	5	408	38	426	147	5	616
H30	21	275	106	7	409	43	460	139	7	649
R1	19	267	108	8	402	44	476	139	8	667
R2	11	263	103	8	385	31	485	138	9	663

○市町立小・中学校における看護師の配置状況

区分	H28	H29	H30	R1	R2
看護師配置人数	3	4	4	5	9
看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数	3	4	5	6	10
保護者による医療的ケアを受けている児童生徒数	2	3	5	4	4

○県立特別支援学校における看護師の配置状況

区分	H28	H29	H30	R1	R2
看護師配置人数	13	13	13	16	21
看護師による医療的ケアを受けている児童生徒数	98	107	114	107	116
医療的ケア行為別の児童生徒数（延べ人数）	247	311	344	331	359

【提案・要望実現の効果】

「特別支援教育支援員」や「看護師」が定数化されることで、離島やへき地など県内のどこに住んでいても、一人一人の障害に応じた適切な指導・支援が受けられるようになる。

78 重要文化財「対馬宗家関係資料」の保存と活用について

【文部科学省】

【提案・要望】

ユネスコ「世界の記憶」に登録されている「朝鮮通信使に関する記録」や日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」を構成する資料である重要文化財「対馬宗家関係資料」は近世日韓交流史を記録した我が国唯一の資料群であり、その保存と活用を通して、交流人口の拡大や地域の活性化に寄与することが期待されることから、以下について、財政的・技術的支援を充実すること

- 1 重要文化財「対馬宗家関係資料」の修復を促進するため、国の補助金の嵩上げ等の財政的支援を充実すること
- 2 現在、県と対馬市が整備を進めている対馬博物館における重要文化財の展示・収蔵環境や資料修復のあり方について技術的支援を行うこと

【本県の現状・課題等】

「対馬宗家関係資料」は、日記類、絵図類、典籍類、印章、衣裳等多岐にわたる種別で、かつ膨大な資料で構成され、そのうち約5万2千点の資料が重要文化財に指定されている。

しかしながら、虫喰い等による資料の損傷が著しいものが多数散見されるため、平成27年度から国の補助事業により修復を行っているが、本県の厳しい財政状況では修復が進まない現状にある。

修復が遅れるほど資料の劣化も進み、修復経費がさらに嵩むことが見込まれ、修復を促進するためには、国の補助率の嵩上げ等の財政的支援が必要である。

また、資料の適切な保存・活用を図るためには、現在、県・市が整備を進めている新博物館の適切な展示・収蔵環境の整備や資料修復のあり方についての学術的・専門的な助言等が重要であり、国の技術的支援が必要である。

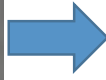
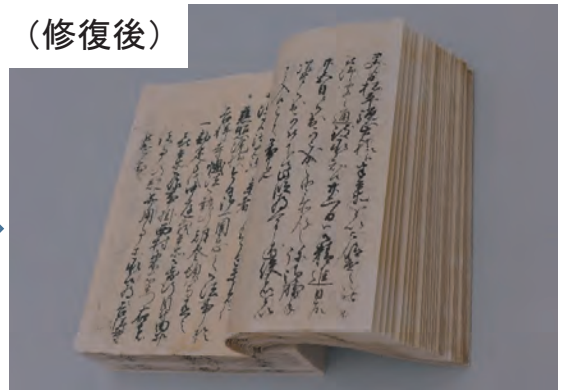
(本県の取組)

- 「対馬宗家関係資料」修復の特異性
「対馬宗家関係資料」は、資料の損傷度に応じて、専門業者委託による修復と、職員によるメンテナンス作業（簡易補修）を行っている。
- 対馬博物館の建設
対馬市に建設中の対馬博物館において、展示テーマとして「韓国との交流の歴史」を挙げており、対馬独自の歴史資料である「対馬宗家関係資料」を展示する予定で、令和4年4月頃の開館を目指して準備が進められている。
- ユネスコ「世界の記憶」と日本遺産の活用
平成27年度に「国境の島～壱岐・対馬・五島～古代からの架け橋～」が日本遺産に認定されるとともに、平成29年度には「朝鮮通信使に関する記憶」がユネスコ「世界の記憶」に登録され、「対馬宗家関係資料」はいずれの構成資料にも含まれていることから、今後、公開活用による交流人口の拡大や地域の活性化につなげる取組を推進する。

(修復前)



(修復後)



◆修復が必要な「対馬宗家関係資料」



(イメージ図)

◆対馬博物館での活用



◆「朝鮮通信使絵巻」

【提案・要望実現の効果】

朝鮮との外交・貿易を担ってきた対馬藩の藩政記録である「対馬宗家関係資料」は、近世日韓交流史を記録した我が国唯一の貴重かつ膨大な量の資料群であることから、日韓の研究者等の注目を集めている。

調査・研究が進むことにより、日韓交流の歴史的事実の新たな発見等も期待されるとともに日韓共同の調査・研究を通して、日韓のさらなる友好交流にも寄与することができる。

また、資料の展示・収蔵機能を強化し、適切な保存・活用を図ることにより、調査・研究が促進されるとともに、交流人口の拡大や地域の活性化につながる。

79 県民の安全・安心を確保するための地方警察官の増員について

【警察庁】

【提案・要望】

治安上の課題に的確に対処するため、地方警察官を増員すること

【本県の現状・課題等】

1 多くの国境離島を有する本県の諸課題

本県は朝鮮半島や中国大陸と一衣帯水の関係にあり、多くの有人国境離島及び北海道に次ぐ長さの海岸線を有するという地理的特殊性があるところ、国際クルーズ船の受入機能の強化に伴う佐世保港浦頭地区の整備や2020年代半ば以降に予定されている長崎港松が枝国際観光船埠頭の2バース化などにより、今後、多くの外国人の入国が予想されることから、県民の安全・安心を確保するためには水際対策の強化が不可欠である。

2 社会の複雑・多様化の進展に伴う諸課題

(1) 人身の安全を確保するための対策

ストーカー、DV、児童虐待事案の認知件数が高止まりにある中、これら事案に迅速かつ的確に対応し、殺人事件等の凶悪事件を未然に防止するためには、対処体制を更に強化していく必要がある。

(2) サイバー空間の脅威への対策

社会情勢等の変化に的確に対応しつつ、サイバー空間の脅威に先制的かつ能動的に対処するため、警察における組織基盤の更なる強化を図るなど、警察組織の総合力を発揮した効果的な対策を推進する必要がある。

(3) 特殊詐欺事件への対策

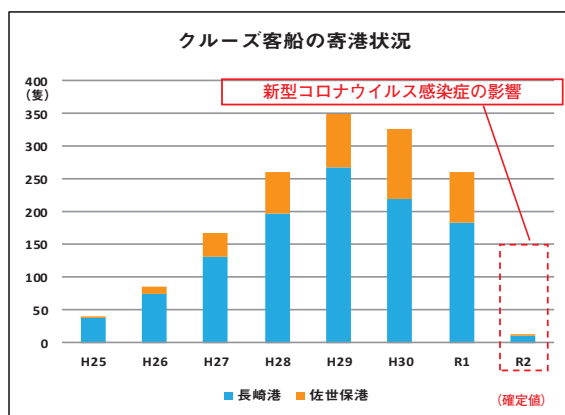
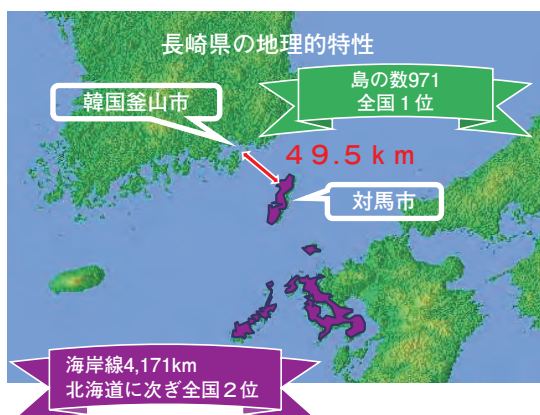
特殊詐欺事件の背後にいとみられる暴力団、準暴力団等の犯罪者グループ等を弱体化し、特殊詐欺の抑止を図るため、多角的な取締りを推進するとともに、積極的な情報収集を行うなどして、その活動実態や特殊詐欺への関与状況等の解明を推進する必要がある。

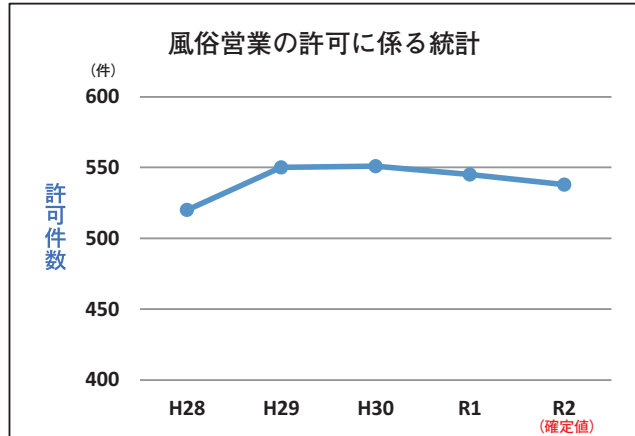
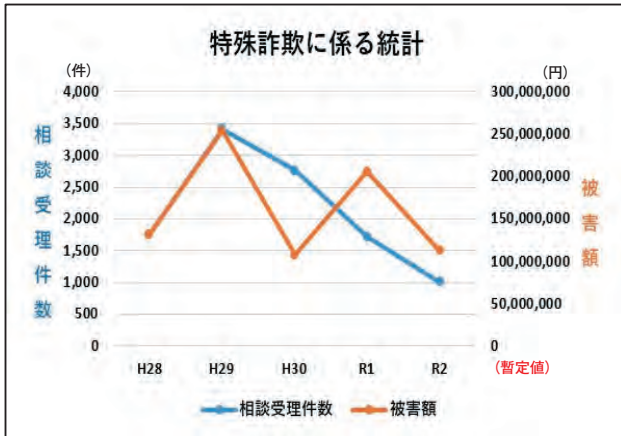
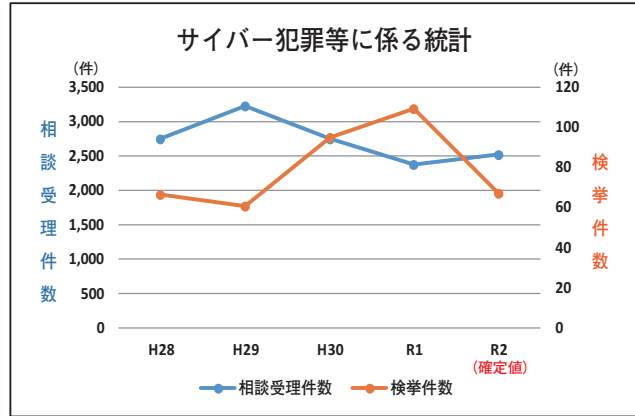
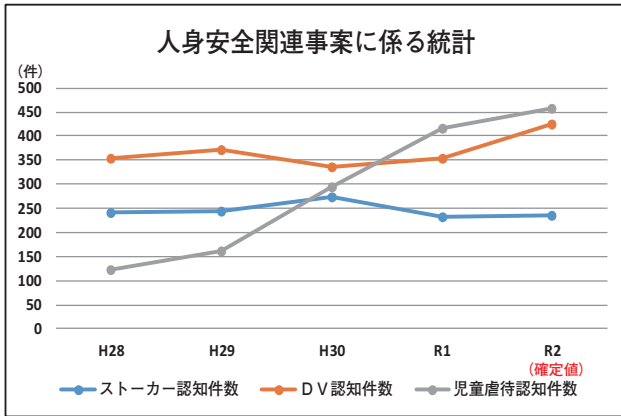
(4) 風俗環境浄化への対策

観光立県を目指す本県においては、風俗環境浄化対策を強化しているところ、風俗営業許可取扱件数は増加しているが、無許可営業店による違法行為が環境浄化の阻害要因となっていることから、取締り体制を強化していく必要がある。

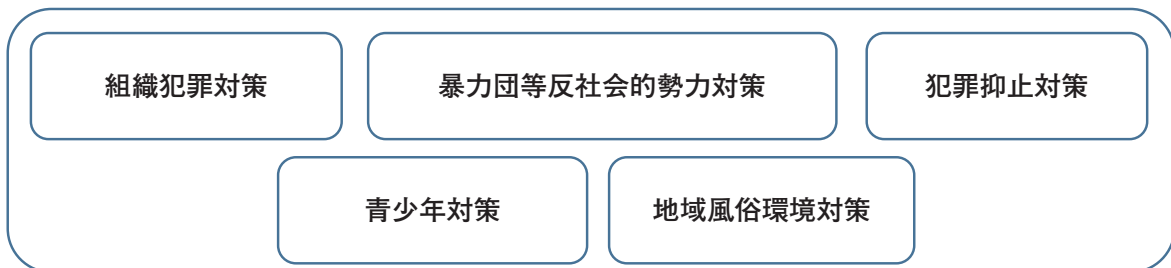
3 特定複合観光施設（IR）整備に伴う諸課題

本県においては、IR区域認定を目指しているところ、新たな社会情勢に対応していくためには、治安対策を強力に推進していく必要がある。





IR整備に伴う治安対策



安全で安心な社会の実現

【提案・要望実現の効果】

警察官を増員することにより、「国境離島地域を始めとした水際対策の強化」、「人身安全関連事案、サイバー空間の脅威及び特殊詐欺事件に対処するための体制強化」、「歓楽街における風俗環境浄化対策の強化」、「IR整備に係る治安対策の強化」などが図られ、治安上の課題に迅速かつ的確に対処し、全ての人々が安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

80 直轄警察犬の配備について

【警察庁】

【提案・要望】

犯罪捜査等における警察犬の効果的な運用を図るため、直轄警察犬、犬舎その他必要な施設を配備すること

【本県の現状・課題等】

1 本県の現状

犯罪捜査等に活用される警察犬は、あらかじめ犯罪捜査等のための出動を嘱託した「嘱託警察犬」と警察において直接管理運営する「直轄警察犬」があるところ、本県警察においては「直轄警察犬」の配備はされておらず、「嘱託警察犬」のみで運用している。

2 問題点及び課題

(1) 離島への出動

離島には嘱託警察犬を本土から派遣しているが、嘱託警察犬の指導手の多くが有職者であることから、離島への出動に支障が生じている。

(2) 迅速な現場対応

嘱託警察犬の出動に際しては、その指導手に出動依頼をしなければならないことから、出動に間隙が生じ、迅速な現場対応に支障が生じている。

(3) 危険を伴う現場への出動

嘱託警察犬については、その指導手も嘱託されており、出動に際しては指導手と共に現場臨場することとなることから、銃器使用等の危険を伴う現場への出動は、危険防止上限界がある。

(4) 警察犬の確保

刑法犯認知件数は減少を続けているものの、刑法犯認知件数に対する警察犬の出動比率は増加傾向にあり、今後も警察犬の出動件数は増加すると見込まれるところ、嘱託警察犬の指導手の高齢化が進み、嘱託警察犬及び同指導手の確保が困難になると認められる。

3 教訓となる本県の事件

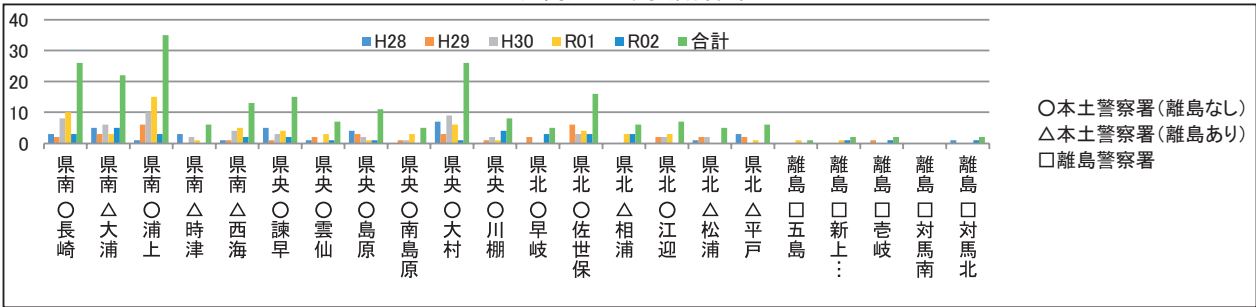
平成19年12月、佐世保市内の施設で、迷彩服等で武装した犯人が散弾銃を乱射した殺人事件において、犯人が散弾銃を所持したまま現場から逃走したため、多くの警察官を動員し、捜索に当たったが、犯人の早期発見には至らなかった。その原因の一つに、嘱託警察犬及び同指導手を身体への危険を伴う現場へ出動させることができなかつた点が挙げられる。

嘱託警察犬及び同指導手に係る体制の推移（過去10年間）

		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	
嘱託警察犬数		18	18	16	15	17	17	19	18	12	10	
嘱託指導手	男性	指導手数	8	8	9	11	11	11	10	7	6	
		平均年齢	59.3	60.3	58.2	59.2	61	62	62.9	64	66	69
		最高年齢	74	75	66	67	69	70	71	72	73	74
	女性	指導手数	5	5	5	5	6	6	7	7	4	4
		平均年齢	43	44	36.6	37.6	39.7	40.7	33	34	32	33
	最高年齢	62	63	47	48	48	49	49	50	48	49	

※ 男性指導手の平均年齢が年々増加しており、警察犬数が減少傾向にある。

所属別出動要請件数

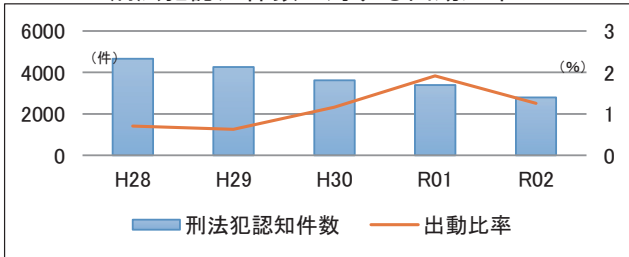


※ 離島を管轄する本土にある6警察署及び離島にある5警察署は、警察犬の出動件数が低調である。

嘱託警察犬出動件数

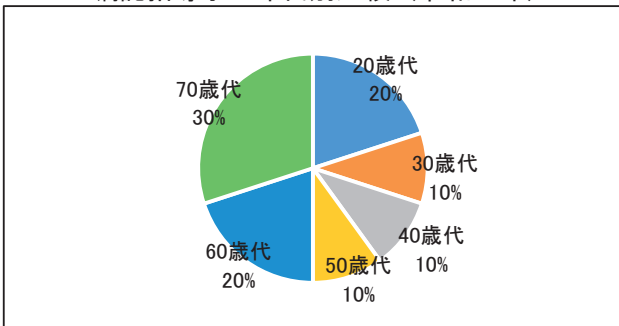
	H28	H29	H30	R01	R02
刑法犯認知件数	4,659	4,264	3,622	3,394	2,799
警察犬出動件数	33	27	42	65	35
出動比率(%)	0.71	0.63	1.16	1.92	1.25
うち効果件数	3	1	1	4	3

刑法犯認知件数に対する出動比率



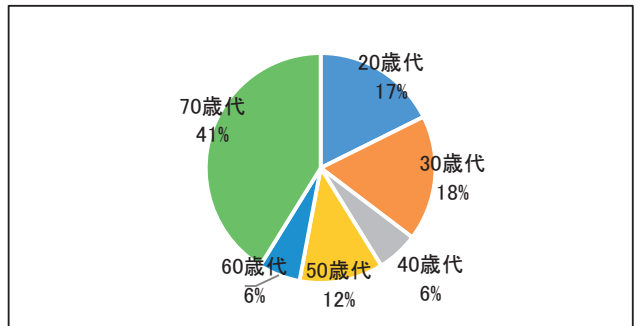
※ 刑法犯認知件数が減少しているのに対し、警察犬の出動比率は増加傾向にあり、警察犬の必要性は高まっている。

嘱託指導手の年代別比較(令和2年)



※ 60代、70代が全体の半数を占めている。

嘱託指導手の年代別出動数比較(令和2年)



※ 70代の負担が大きくなっている。

【提案・要望実現の効果】

- 1 離島への出動
警察官が直轄警察犬の指導手を担当することから、離島への出動要請に常時応じることができる。
- 2 迅速な現場対応
警察犬が出動する「犯人及び犯人の遺留物の捜索」、「犯罪被害者等で行方不明となった者及びその遺留物の捜索」、「犯罪被害者等以外の行方不明者で、早急に発見保護しなければ生命身体に危険が及ぶ可能性がある者の捜索」等の全ての事案で、迅速な現場対応が可能となる。
- 3 危険を伴う現場への出動
銃器使用等の危険な現場であっても指導手の警察官と共に臨場することが可能となり、犯人の発見時等においても、直ちに逮捕手続等に移行することができる。
- 4 警察犬の確保
計画的な警察犬の確保及び育成ができる。